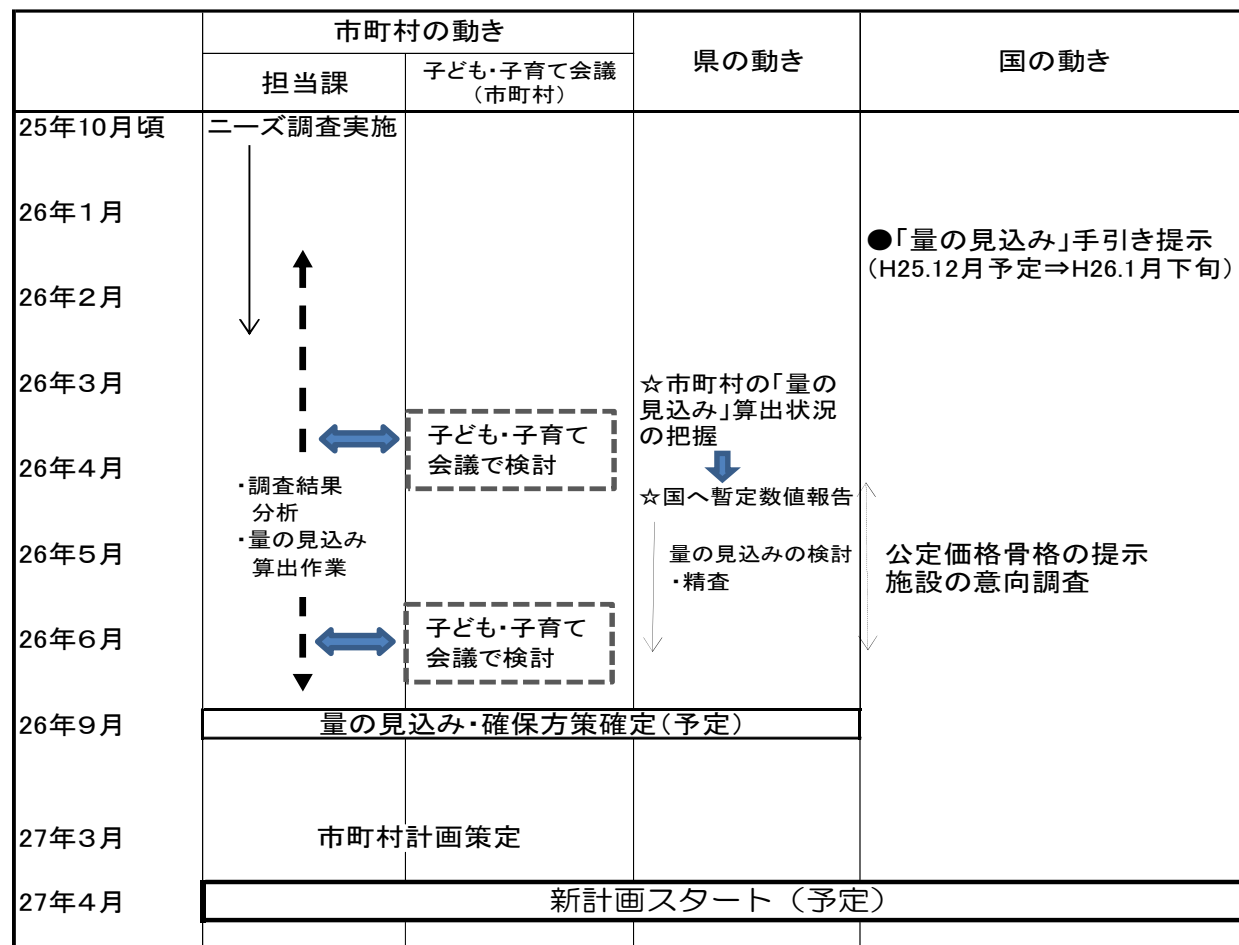


1 子ども・子育て支援事業（支援）計画策定の流れ

- 国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針を策定し、市町村及び県は、基本指針に即して、5年を1期とする幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を策定することとされている。（子ども・子育て支援法第60～62条）
- 県計画の策定に当たっては、市町村計画における数値を集計したものが基本となる。ただし、必要な広域調整を行っていく。
- 市町村計画の策定に当たっては、潜在ニーズも含めた量の見込みを把握し確保方策を定めることが新制度の基本的考え方である。25年度は、市町村においてニーズ調査を実施し、現在、ニーズ調査をもとに量の見込みの算出のための作業・分析を行っている。
- 今後、平成26年度の早い時期に、国から公定価格の骨格が提示されるとともに施設に対する意向調査が実施される予定であり、それを踏まえ、市町村は具体的な確保方策（5か年）を検討し、県は市町村と調整しながら、平成26年9月までに、量の見込み、確保方策のとりまとめを行っていく。



【参考】市町村ニーズ調査の実施状況

	実施中	未実施
市町村数	53市町村	1町

2 県計画の記載事項

基本指針の概ねの案で示された県計画の記載事項は次のとおり。

(1) 必須記載事項

事項	主な記載内容
1 区域の設定	・隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえた区域 別紙1 ※教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、地域の実情に応じて、認定区分（1～3号）ごとに区域設定することもできる。
2 教育・保育の量の見込み並びにその提供体制の確保の内容及びその時期	・各年度における教育・保育の量の見込み ・教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期 別紙2 ※市町村計画における数値を県設定区域ごとに集計したものを基本とし、広域的な観点から調整する必要があると認められる場合は、十分調整を図る。
3 教育・保育の一体的提供及びその推進体制の確保	・認定こども園の目標設置数、設置時期 ・幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援 ・認定こども園の普及に係る基本的考え方
4 従事者の確保及び資質の向上	・特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の養成及び就業の促進等に関する事項 ・地域の実情に応じて研修の実施方法及び実施回数等を定めた研修計画を作成
5 専門的な知識及び技術を要する支援	・児童虐待防止対策の充実 ・社会的養護体制の充実 ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 ・障害者施設の充実

(2) 任意記載事項

事項	主な記載内容
1 基本理念等	・法令の根拠、基本理念、目的及び特色等
2 市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整	・市町村計画作成時の調整 ・特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整
3 教育・保育情報の公表	・教育・保育情報の公表に係る体制の整備を始めとする教育・保育情報の公表に関する事項
4 労働者の職業生活と家庭生活の両立	・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し ・仕事と子育ての両立支援のための基盤整備
5 その他	・計画の作成時期 ・計画の期間 ・計画の達成状況の点検及び評価